

## 守谷市市有財産自動販売機設置事業者募集要項

守谷市では、行政財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、守谷市の公共施設に自動販売機を設置及び運営ができる設置事業者を募集し、一般競争入札（郵便入札）によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項を熟読し、内容を承知した上で参加すること。

### 1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 国税、都道府県民税及び市町村民税の未納がないこと。
- (8) 下記12（3）の一般競争入札参加申請に必要な書類を全て提出すること。
- (9) 物件番号④⑤については、守谷市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては守谷市内に住所を有する者であること。

## 2 入札に付する事項等

### (1) 件名

守谷市市有財産自動販売機設置場所一時貸付

### (2) 自動販売機の設置場所及び設置寸法等

施設名	所在地	物件番号	貸付スペース(mm) 横幅×奥行×高さ	最低貸付料 (円/年・税抜)	備考
守谷市役所 (屋内)	守谷市大柏950番地の1	①	1,275×800×2,200	12,000	
		②	1,275×800×2,200	12,000	
		③	910×800×2,200	12,000	
		④	680×800×2,200	12,000	市内営業者のみ。 ※6
		⑤	910×800×2,200	12,000	市内営業者のみ。
		⑥	1,275×800×2,200	12,000	
学校給食センター (屋外)	守谷市大柏1064番地の2	⑦	3,500×1,000×2,200	6,000	

※1 自動販売機転倒防止器具、電気設備等は、貸付スペース内に設置すること。

※2 自動販売機の設置寸法は、加熱余地等を含んだ設置の許容面積とする。

※3 自動販売機は1物件に1台のみ設置できるものとする。

※4 販売する製品の種類は、酒類を除く清涼飲料水とする。

※5 複数の物件を申込みすることも可能とする。

※6 物件番号④は、紙パック式飲料の自動販売機であること。

なお、隣接物件の設置事業者が同一となった場合には、紙パック式飲料の自動販売機の設置場所については協議することができる。

## 3 契約上の主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とします。

## 4 貸付条件

### (1) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

### (2) 貸付料

採用された入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額をもって年額貸付料とし、各年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに

納入すること。

なお、消費税及び地方消費税率に変動があった場合には、これに従うものとする。

(3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。なお、自動販売機の設置・運営に伴う工事費用その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とする。

(4) 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

なお、設置するに当たっては、転落防止策を講ずるなど、安全に設置すること。

(5) 電気料

設置者が自らの負担で設置した電力使用量計測用子メーターにより計測した使用量に基づき、貸付料とは別に半年毎に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること。

電気料の算定については、施設毎に施設全体の電気料と使用量から割り出した電力単価に電気子メーターで計測した使用量を乗じて算出する。

(6) 設置条件

自動販売機は、指定した貸付スペースを越えないこと。

(7) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日（午後1時～午後5時）に現況有姿の状態で引き渡します。返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復すること。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

## 5 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

(1) 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。なお、回収ボックスは、デザインを考慮したものとし、設置場所、使用済み容器等の回収については、施設管理者と協議すること。

(3) 自動販売機の照明等の点灯時間は、各施設で指定した時間帯に設定すること。なお、節電対策のため、市から指示があった場合には照明消灯に協力すること。

(4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認するとともに、清掃を行うこと。

- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

## 6 使用上の制限

- (1) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (4) 電子マネー対応に配慮すること。
- (5) 設置する自動販売機は、環境に配慮すべき公共施設内にあることに鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- (6) 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機を設置し、設置後は、その完了した旨を施設管理者に報告すること。
- (7) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- (8) 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに施設管理者に報告し、検査を受けること。
- (9) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- (10) 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を上回らないこと。
- (11) 上記の使用上の制限に違反した場合には、貸付料総額（落札金額×3箇年＋消費税及び地方消費税）の100分の30に相当する額を、違約金として市に支払うこと。

## 7 市有財産一時貸付契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除とする。
  - ア 市の都合により契約を取り消す必要が生じた場合。
  - イ 契約条項に違反する行為があると認める場合。
  - ウ 設置事業者が入札参加資格を失った場合。
  - エ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合。

## 8 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに市に書面により通知すること。

この場合、納入済の貸付料は還付しない。

## 9 貸付場所の原状回復等

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設管

理者の確認を受けなければならない。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を守谷市に請求することができない。

#### 10 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

#### 11 募集要項の配布期間及び場所

- (1) 期間 令和5年2月16日（木）から令和5年3月2日（木）まで  
（土曜、日曜及び祝日を除く。）  
午前8時30分から午後5時まで  
（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所 守谷市役所総務部管財課管財契約グループ  
※募集要項等は、守谷市ホームページからもダウンロード可。

#### 12 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

- (1) 申請期間  
令和5年2月28日（火）から令和5年3月2日（木）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- (2) 申請場所  
守谷市大柏 950 番地の 1  
守谷市役所総務部管財課管財契約グループ  
電話：0297-45-1795（直通）

#### (3) 申請書類（提出各1部）

	提出書類	法人	個人	備考
①	一般競争入札参加申込書	○	○	※様式第1号
②	誓約書	○	○	※様式第2号
③	自動販売機実績調書	○	○	※様式第3号
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○		
⑤	身分証明書（市町村発行のもの）		○	
⑥	印鑑登録証明書	○	○	
⑦	国税に未納がないことを証する納税証明書（個人事業者は「その3の2」法人は「その3の3」）	○	○	
⑧	県民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	※茨城県に対し納税義務がある場合のみ

⑨	市民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	※ 守谷市に対し納税義務がある場合のみ
---	----------------------	---	---	---------------------

※1 ④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨については、発行後3か月以内の原本とする。

※2 複数の物件に申込み場合、「① 一般競争入札参加申込書」は、申込み物件ごとに提出すること。なお、「① 一般競争入札参加申込書」以外の各証明書等は、1部ずつの提出で可。

(4) 申請方法

申請期間内に、申請に必要な書類を提出場所に直接持参するものとし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

なお、提出書類は返却しない。

13 入札参加資格の確認等

上記12(3)の申請書類による入札参加の有無を確認し、令和5年3月3日(金)までに一般競争入札参加資格決定通知書を電子メールにて送付する。

14 質疑書及び回答について

入札等の内容に関する質疑等については、下記の期間を設けて受付し、入札参加者に回答書を電子メールにて送付する。

(1) 質疑書受付期間

令和5年2月28日(火)から令和5年3月2日(木)の午前9時から午後5時(必着)までとする。

質疑がある場合のみ、守谷市役所総務部管財課管財契約グループに、持参すること。

(2) 質疑書の回答

受付期間内に提出された質疑書については、令和5年3月6日(月)までに、入札参加者に回答書を電子メールにて送付する。

15 入札書の提出(郵便入札)

入札の回数は1回とし、入札書は郵送(一般書留又は簡易書留)又は窓口への持参により受け付けます。

(1) 提出期間

令和5年3月8日(水)から令和5年3月10日(金)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出先

守谷市役所2階 総務部管財課

(4) 提出書類

・入札書(様式第4号)

※提出にあたっては、次ページの例にならない封筒に入れ提出すること。

〈入札封筒記載例〉

封筒は郵送（提出）用封筒の中に入札書提出封筒を入れる二重封筒としてください。

○郵送（提出）用封筒（角2）

（表）

〒302-0198

守谷市大柏950番地の1

守谷市役所  
管財課 宛

入札書在中

（裏）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 . . . . .

氏名 . . . . .

○入札書提出封筒（長3）

（表）

入札書在中

(件名) 守谷市市有財産自動販売機設置事業者一般競争入札  
(物件番号)

入札書提出用封筒の中に、  
入札書を入れ、封緘すること

（裏）

印

(住所) . . . . .  
(氏名) . . . . .

印は入札書と同じ印鑑を使用してください。

※複数の物件を申し込む場合は、物件ごとに入札書提出封筒を別にすること。  
必ず入札書と入札書提出封筒の物件番号が同一か確認すること。

## 16 開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和5年3月13日（月）午前10時

### (2) 場所

守谷市大柏 937 番地の2

守谷中央図書館 視聴覚室

### (3) その他

開札の立会を希望する者は、開札時間の5分前までに参集すること。

なお、開札への立会は、入札者本人又はその代理人の1人とします。

代理人の場合は、委任状（様式第5号）を提出すること。

## 17 入札の無効

第1項に規定する入札に参加することのできない者のした入札及び次の各号に掲げる事項に違反した入札は無効といたします。

- (1) 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき、又は入札書に記名押印がないとき。
- (2) 同一物件に対し入札書を2通以上提出したとき。
- (3) 他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をしたとき。
- (4) 入札書の金額を訂正したとき。
- (5) 入札書が鉛筆で書かれているとき。
- (6) 入札について不正の行為があったとき。

## 18 設置事業者の決定

最低貸付料以上で最高額を入札した者を設置事業者とする。

最高額の入札者が複数あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係しない本市の職員に代理でくじを引かせて設置事業者を決定します。

## 19 契約の締結

- (1) 落札者は、令和5年3月27日（月）までに守谷市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます（土曜日及び日曜日を除く）。なお、契約金額は総額で行います。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。また、守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づき、一定期間、守谷市の競争入札に参加することができなくなることがあります。

- (2) 落札者が契約を締結しない場合には、当該落札は効力を失います。

## 20 貸付料について

- (1) 貸付料の総額（契約金額）は、落札金額に契約年数を乗じ、さらに消費税相当額を加算した金額（落札金額×貸付期間の年数＋消費税及び地方消費税）



となり、市が発行する納入通知書により、市の指定する日までに納入すること。

## 21 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名、入札金額を市のホームページで公表します。

## 22 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、守谷市財産管理規則、守谷市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、市有財産一時貸付契約を解除することがあります。

## 23 問い合わせ先

入札・募集要項に関すること

守谷市役所総務部管財課管財契約グループ

電話 0297-45-1795 (直通)

FAX 0297-45-2804